

手数料の見直し（案）

事務の名称	興行場許可事務
-------	---------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

(単位：円)

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
営業許可申請手数料	件	20,000	<u>22,700</u>	2,700

【備考】

改正前	改正後（案）
1 季節的又は一時的に仮設された興行場にあつては、6,000円とする。	1 季節的又は一時的に仮設された興行場にあつては、 <u>6,650</u> 円とする。